学校法人 赤門学院 寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人赤門学院と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市青葉区川内川前丁61番地に置く。また、 従たる事務所を山形県西置賜郡飯豊町大字萩生1725番地2に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に寄与できる有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。
 - (1) 電動モビリティシステム専門職大学 電気自動車システム工学部 電気自動車システム工学科
 - (2) 専門学校 赤門自動車整備大学校 工業高等課程 工業専門課程

(収益事業)

- 第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。
 - (1) 自動車整備業
 - (2) 貸間及び不動産賃貸業
 - (3) 駐車場業
 - (4) 普通倉庫業
 - (5) 保険媒介代理業(損害保険代理業及び自動車損害賠償保険法に基づく損害保険代理業務並びに生命保険の募集に関する業務)
 - 2 前項の収益事業の運営に関する重要な事項については、理事総数(現在数)の3分の 2以上の議決を得なければならない。

第3章 役員及び理事会

(役員)

- 第6条 この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事6人
 - (2) 監事2人
 - 2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職 を解任するときは、理事総数の3分の2以上の議決によるものとする。
 - 3 理事(理事長を除く。)のうち1人以内を副理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。副理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

- 第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) この法人が設置する学校の校長若しくは学長、又は両者 1人以上2人以下
 - (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者

1人以上4人以下

- (3) 学識経験者のうち理事会において選任した者
- 1人以上4人以下
- 2 前項第1号及び第2号の理事は、学校の校長若しくは学長又は評議員の職を退いたと きは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

- 第8条 監事は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事 長が選任する。
 - 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(親族関係者の制限)

- 第9条 この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊の関係がある者が 1人を超えて含まれることになってはならない。
 - 2 この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係にある者を含む。) 及び評議員(その親族その他特殊の関係にある者を含む。)並びにこの法人の職員(学校長、学長及び教員その他の職員を含む。以下同じ。)が含まれることになってはならない。
 - 3 この法人の監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(役員の任期)

第10条 役員(第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の 任期は3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることが できる。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務(理事長にあっては、その職務を含む。)を行う。

(役員の補充)

第11条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

- 第12条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
 - 2 役員は、次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
 - (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったと き

(役員の報酬)

- 第13条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。
 - 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(理事長の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(副理事長の職務)

第15条 副理事長は、理事長を補佐し、その業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第16条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第17条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名された副理事長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

- 第18条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) この法人の教学面を含めた業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の教学面を含めた業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の教学面を含めた業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の教学面を含めた業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
 - 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
 - 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

- 第19条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。
 - 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
 - 3 理事会は、理事長が招集する。
 - 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
 - 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議 すべき事項を書面により通知しなければならない。
 - 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、 出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理 事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規 定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議事録)

- 第20条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、 議事録を作成しなければならない。
 - 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
 - 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

- 第21条 この法人に、評議員会を置く。
 - 2 評議員会は、13人の評議員をもって組織する。
 - 3 評議員会は、理事長が招集する。
 - 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。
 - 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して会議開催の場所及び日時並びに会議に付 議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
 - 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
 - 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
 - 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、こ

の限りではない。

- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第22条 第20条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この 場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評 議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

- 第23条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見 を聴かなければならない。
 - (1) 予算及び事業計画
 - (2) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本 財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
 - (3) 常勤役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
 - (4) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (5) 寄附行為の変更
 - (6) 合併
 - (7) 目的たる事業の成功の不能による解散
 - (8) 収益事業に関する重要事項
 - (9) 寄附金品の募集に関する事項
 - (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第24条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

- 第25条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選 任した者

1人以上8人以下

(2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上のもののうちから、理事会において選任した者

1人以上4人以下

(3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者

1人以上11人以下

- 2 評議員のうちには、役員いずれか1人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議 員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数(現在 数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 3 第1項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

- 第26条 評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
 - 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

- 第27条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の 議決により、これを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
 - 2 評議員は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

(評議員の報酬)

第28条 第13条の規定は、評議員について準用する。

第5章 顧問

(顧問)

- 第29条 この法人に顧問を置くことができる。
 - 2 顧問は、この法人に特別の功労があった者のうちから理事会の議決を得て理事長が委嘱する。
 - 3 顧問は、理事会又は評議員会の求めに応じ、当該会議に列席し、意見を述べることができる。
 - 4 顧問の任期は3年とする。ただし、再委嘱を妨げない。

第6章 資産及び会計

(資産)

第30条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

- 第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。
 - 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
 - 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産 の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
 - 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
 - 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運 用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第32条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむ を得ない理由がある時は理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の議決 を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第33条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託 銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事 長が保管する。

(経費の支弁)

第34条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入、その他の 運用財産をもって支弁する。

(会計)

- 第35条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。
 - 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。)及び収益事業に関する会計(以下「収益事業会計」という。)に区分するものとする。

(予算及び事業計画)

第36条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の議決を得なければならない。これに 重要な変更を加えようとするときも同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第37条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄を しようとするときは、理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の議決が なければならない。借入金(当該会計年度の収入をもって償還する一時の借入金を 除く。)についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

- 第38条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。
 - 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、 その意見を求めなければならない。
 - 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

- 第39条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、 事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿 をいう。)を作成しなければならない。
 - 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為(以下この項において「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、請求があった場合(役員等名簿及び寄附行為以外の財産目録等にあっては、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。)には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合

には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項 の閲覧をさせることができる。

(資産総額の変更登記)

第40条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第41条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終るものとする。

第7章 解散及び合併

(解散)

- 第42条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。
 - (1) 理事会における理事総数(現在数)の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
 - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における理事総数 (現在数)の3分の2以上の議決
 - (3) 合併
 - (4) 破産
 - (5) 文部科学大臣の解散命令
 - 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、同項2号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第43条 この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第44条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数(現在数)の3分 の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

- 第45条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数(現在数)の 3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
 - 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会 において理事総数(現在数)の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なけ ればならない。

第9章 補則

(書類及び帳簿の備付)

- 第46条 この法人は、第39条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、 常に各事務所に備えて置かなければならない。
 - (1) 役員及び評議員の履歴書
 - (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
 - (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、学校法人赤門学院の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第48条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

この寄附行為は宮城県知事認可の日(平成25年2月27日)から施行する。

平成27年3月25日一部改正、宮城県知事認可の日から施行する。

平成29年3月28日一部改正、宮城県知事認可の日から施行する。

令和2年5月1日に宮城県知事が認可したこの寄附行為は、令和2年4月1日から適用する。

令和2年5月26日一部改正、宮城県知事認可の日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和4年8月31日)から施行する。
- 2 この寄附行為の施行時の役員は、次のとおりとする。

 理事(理事長)
 國分 活妙

 同
 武藤 義治

 同
 清水 浩

 同
 山口 富士雄

 同
 國分 龍人

 監事
 加藤 靖

 同
 神田 博志

新旧の比較対照表

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市青葉区川内川前丁61番地に置く。また、従たる事務所を山形県西置賜郡飯豊町大字萩生1725番地2に置く。

新

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる 学校を設置する。

- (1) 電動モビリティシステム専門職大学 電気自動車システム 工学部 電気自動車システム工学科
- (2) 専門学校 赤門自動車整備大学校 工業高等課程 工業専門課程

(役員)

第6条 (略)

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するとき<u>は、理事総数の3分の2以上の議決によるものとする。</u>

3 (略)

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1)_この法人が設置する学校の校長若しくは学長、又は両者 1人以上2人以下

- (2) (略)
- (3) (略)

2 前項第1号及び第2号の理事は、学校の校長若しくは学長 又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(親族関係者等の制限)

第9条 (略)

2 この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係にある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係にある者を含む。)並びにこの法人の職員(学校長、学長及び教員その他の職員を含む。以下同じ。)が含まれることになってはならない。

3 (略)

(監事の職務)

第18条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の教学面を含めた業務を監査すること。
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) この法人の<u>教学面を含めた</u>業務若しくは財産の状況又は 理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を 作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会 に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の教学面を含めた業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを<u>文部科学大臣</u>に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) (略)

(7) この法人の教学面を含めた業務若しくは財産の状況又は 理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述 べること。

(解散)

第42条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては<u>文部科学大</u> 臣の認可を、同項2号に掲げる事由による解散にあっては<u>文</u> <u>部科学大臣</u>の認定を受けなければならない。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市青葉区川内川前丁61番地に置く。

IΒ

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる 学校を設置する。

専門学校 赤門自動車整備大学校 工業高等課程 工業専門課程

(役員)

第6条 (略)

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 (略)

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 専門学校赤門自動車整備大学校長
- (2) (略)
- (3) (略)

2 前項第1号及び第2号の理事は、<u>校長</u>又は評議員の職を 退いたときは、理事の職を失うものとする。

(親族関係者等の制限)

|第9条(略)

2 この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係にある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係にある者を含む。)並びにこの法人の職員(学校長及び教員その他の職員を含む。以下同じ。)が含まれることになってはならない。

3 (略)

(監事の職務)

第18条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) (略) (3) (略)
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを<u>宮城県知事</u>に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) (略)
- (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行 の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(解散)

第42条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) <u>宮城県知事</u>の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては<u>宮城県知事</u> の認可を、同項2号に掲げる事由による解散にあっては<u>宮城</u> <u>県知事</u>の認定を受けなければならない。

(合併)

第44条 この法人が合併しようとするときは、理事会において 理事総数(現在数)の3分の2以上の議決を得て<u>文部科学大臣</u> の認可を受けなければならない。

(寄附行為の変更)

第45条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の議決を得て、<u>文部科学大臣</u>の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項 の規定にかかわらず、理事会において理事総数(現在数)の3 分の2以上の議決を得て、<u>文部科学大臣</u>に届け出なければな らない。

附 則

この寄附行為は宮城県知事認可の日(平成25年 2月 27日) から施行する。

平成27年3月25日一部改正、宮城県知事認可の日から施行する。

平成29年3月28日一部改正、宮城県知事認可の日から施行する。

令和2年5月1日に宮城県知事が認可したこの寄附行為は、令和2年4月1日から適用する。

令和2年5月26日一部改正、宮城県知事認可の日から施行する。

<u>附 則</u>

- <u>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和年</u> 1<u>日)から施行する。</u>
- 2 この寄附行為の施行時の役員は、次のとおりとする。

理事(理事長) 國分 活妙 同 武藤 義治 同 藤山 文造 同 清水 浩 同 山口 富士雄 國分 龍人 同 監事 加藤 靖 神田 博志 同

(合併)

第44条 この法人が合併しようとするときは、理事会において 理事総数(現在数)の3分の2以上の議決を得て<u>宮城県知事</u>の 認可を受けなければならない。

(寄附行為の変更)

第45条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の議決を得て、<u>宮城県</u> 知事の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の議決を得て、<u>宮城県知事</u>に届け出なければならない。

附 則

この寄附行為は宮城県知事認可の日(平成25年2月27日)から 施行する。

平成27年3月25日一部改正、宮城県知事認可の日から施行する。

平成29年3月28日一部改正、宮城県知事認可の日から施行する。

令和2年5月1日に宮城県知事が認可したこの寄附行為は、令和2年4月1日から適用する。

令和2年5月26日一部改正、宮城県知事認可の日から施行する。

様式第4号その1(第11条関係)

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

	設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類																				
	_	年	度	令和元		令和2		令和3				令和6		令和7		令和8		令和9			
					年度		年度		年度	開設年度の前年度	開設年度		年度		年度		年度		年度	合	計
区	分			(2019)		(2020)		(2021)				(2024)		(2025)		(2026)		(2027)			
					千円		千円		千円	千円	千円		千円		千円		千円		千円		千円
		校	t	<u>b</u> 0		-		-		-	-	-		-		-		-		-	-
				【無償貸	与															【無償貸	与
設				「30年」】																「30年」】	
	(うち造成	戈費)	_		_		-		_	_	_		_		_	-	-		_	_
置				92,849		302,585						107,789								503,223	
	施	基	準 7	了【一部無信	賞貸与	【一部無償	貸与													【一部無	償貸与
経				「30年」】		「30年」】														「30年」】	
	設	基	準 タ	47,701		155,775		-		26,086	-	-		-		-		-		229,562	
費																					
		図	1	-		-		-		100	-	-		-		-		-		100	
	設	教	ļ	Į																	
	備	校	ļ	-		1,191		3,584		298,281	-	_		_		-	=	-		303,056	
		備	5	1																	
		小	Ē	140,550		459,551		3,584		324,467		107,789								1,035,94	1
新設校	の開設	年度の紀	経常経費								450,780									450,780	
	合	計	-	140,550		459,551		3,584		324,467	450,780	107,789		_		_	Ē	-		1,486,72	:1

の既	施	基	準	内	- 千円
転設	設	基	準	外	- 千円
共和から	設	図		書	0 千円
用ら	備	教具	·校具·	備品	0 千円

	設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類											
区	分	財源充当額	財 源 の 調 達 方 法									
現金・預金		1,486,721 千円	令和3年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金3,490,843千円から令和元年度に140,550千円(建設工事費 140,000千円、設計・監理業務委託料 550千円)、令和2年度に459,551千円(建設工事費 458,360千円、備品購入 1,191千円)を支出し、その残金3,490,843千円のうち886,620千円を財源に充当。									
	合 計	1,486,721 千円										

様式第6号その2(第11条関係)

	財産目録総括表											
年 度	年度末	年度末年度末年度末										
科目	(開設年度から3年前の年度)	(開設年度の前々年度)	(令和4年6月15日)									
一 基本財産	1,754,969 千円	1,692,000 千円	1,692,000 千円									
二運用財産	5,068,634 千円	4,574,185 千円	4,574,185 千円									
三 負債額	77,009 千円	72,735 千円	72,735 千円									
1 固定負債	14,985 千円	18,769 千円	18,769 千円									
2 流動負債	61,994 千円	53,966 千円	53,966 千円									
四 基本財産+運用財産	6,823,603 千円	6,266,184 千円	6,266,184 千円									
五 純資産(四一三)	6,746,593 千円	6,193,449 千円	6,193,449 千円									

貸借対照表 令和4年3月31日

(単位 円)

資産の部合計			
科目	本年度末	前年度末	増減
固定資産	2,756,172,798	5,188,762,195	△ 2,432,589,397
有形固定資産	1,691,999,679	1,754,968,686	△ 62,969,007
特定資産	0	0	0
その他の固定資産	1,064,173,119	3,433,793,509	△ 2,369,620,390
流動資産	3,510,011,581	1,634,840,498	1,875,171,083
資産の部合計	6,266,184,379	6,823,602,693	△ 557,418,314
負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
固定負債	18,769,065	15,015,097	3,753,968
流動負債	53,966,005	61,994,122	△ 8,028,117
負債の部合計	72,735,070	77,009,219	△ 4,274,149
純資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
基本金	2,259,869,727	2,254,932,211	4,937,516
第1号基本金	2,247,869,727	2,242,932,211	4,937,516
第2号基本金	0	0	0
第3号基本金	0	0	0
第4号基本金	12,000,000	12,000,000	0
繰越収支差額	3,933,579,582	4,491,661,263	△ 558,081,681
純資産の部合計	6,193,449,309	6,746,593,474	△ 553,144,165
負債及び純資産の部合計	6,266,184,379	6,823,602,693	△ 557,418,314

様式第7号その1(第11条関係)

事業計画及びこれに伴う予算書

事 業 計 画

1 施設又は設備の整備計画

年 度	事 項	事 業 規 模 等	実 施 時 期	備考		
	専門職大学教材設 備・器材・備品・図書 購入	教具·校具·備品 数量合計979点 図書一式	令和4年9月より(予定)	電動モビリティシステム 専門職大学専用		
	専門職大学建設教 員用寄宿舎建設	木造平屋建	令和4年9月着工 令和5年3月完成予定	電動モビリティシステム 専門職大学専用		
			13 140 1 0717873 7 72			
	専門職大学テスト	자료 펜	令和4年9月着工	 電動モビリティシステム		
4年度	コース用ガードレー ル新設	耐雪型	令和4年9月完成予定	専門職大学専用		
7十段	サーバー入替		令和4年10月より(予 定)	赤門自動車整備大学 校整備大学校		
	会計及び給与ソフト入替		令和4年10月より(予 定)	赤門自動車整備大学 校整備大学校		
	学校、学生寮、建物 及び設備品等修繕		令和4年10月より(予 定)	赤門自動車整備大学 校整備大学校及び学生 寮		
	消防用設備等保守 点検及び修繕		令和4年10月より(予 定)	赤門自動車整備大学 校整備大学校及び学生 寮		

	第2校舎1~3階 ヒートポンプエアコン 設置交換工事		令和4年12月より(予 定)	赤門自動車整備大学 校整備大学校
4年度	ビークルコクブン48 カーエレベーターー 式交換工事		令和4年12月より(予 定)	ビークルコクブン48
	ビークルコクブン48 整備工場シャッター 修繕		令和4年12月より(予 定)	ビークルコクブン48
	図書購入		令和4年9月より(予定)	電動モビリティシステム 専門職大学専用
5年度	図書購入		令和4年9月より(予定)	電動モビリティシステム 専門職大学専用
6年度	専門職大学建設実 習棟 Ⅱ	鉄骨造平屋建402.00㎡ (建設予定地) 山形県西置賜郡飯豊町大字萩 生1725番地2	令和6年7月着工 令和7年1月完成予定	電動モビリティシステム 専門職大学専用
	図書購入		令和4年9月より(予定)	電動モビリティシステム 専門職大学専用
7年度	図書購入		令和4年9月より(予定)	電動モビリティシステム 専門職大学専用
8年度	図書購入		令和4年9月より(予定)	電動モビリティシステム 専門職大学専用

様式第10号その1(第12条関係)

資 金 収 支 予 算 決 算 総 括 表

(収入の部) (単位 千円)

	年	度	開設年度	開設2年目	開設3年目	完成年度
科 目			新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入			63,200	126,400	189,660	252,800
手数料収入			1,120	1,120	1,120	1,120
寄付金収入			0	0	0	0
補助金収入			0	0	0	0
資産売却収入			0	0	0	0
付随事業·収益事業収入			0	0	0	0
受取利息·配当金収入			22,500	22,500	22,500	22,500
雑収入			0	0	0	0
借入金等収入			0	0	0	0
前受金収入			0	0	0	0
その他の収入			400,457	378,052	278,534	259,500
資金収入調整勘定			0	0	0	0
前年度繰越支払資金			0	36,497	6,000	47,034
収入の部合計			487,277	564,569	497,814	582,954

(支出の部) (単位 千円)

(23 m · · · m)					\
	年 月	開設年度	開設2年目	開設3年目	完成年度
科 目		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出		300,520	300,520	300,520	300,520
教育研究経費支出		132,000	132,000	132,000	132,000
管理経費支出		18,260	18,260	18,260	18,260
借入金等利息支出		0	0	0	0
借入金等返済支出		0	0	0	0
施設関係支出		0	0	0	0
設備関係支出		0	107,789	0	0
資産運用支出		0	0	0	0
その他の支出		0	0	0	0
〔 予備費 〕		0	0	0	0
資金支出調整勘定		0	0	0	0
次年度繰越支払資金		36,497	6,000	47,034	132,174
支出の部合計	•	487,277	564,569	497,814	582,954

様式第10号その2(第12条関係)

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

						(丰田 111)
		———— 年 度	開設年度	開設2年目	開設3年目	完成年度
科	E		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
		学生生徒等納付金	63,200	126,400	189,600	252,800
		手数料	1,120	1,120	1,120	1,120
	収	寄付金	0	0	0	0
		経常費等補助金	0	0	0	0
教育活	入	付随事業収入	0	0	0	0
月		雑収入	0	0	0	0
動		教育活動収入 計	64,320	127,520	190,720	253,920
収		人件費	300,520	300,520	300,520	300,520
支	支	教育研究経費	167,977	168,851	172,454	172,416
		管理経費	18,780	18,780	18,780	18,780
	出	徴収不能額等	0	0	0	0
		教育活動支出 計	487,277	488,151	491,754	491,716
		教育活動収支差額	△ 422,957	△ 360,631	△ 301,034	△ 237,796
		受取利息•配当金	22,500	22,500	22,500	22,500
教	収	収益事業収入	0	0	0	C
育活	入	その他の教育活動外収入	400,457	378,052	278,534	259,500
沽動		教育活動外収入 計	422,957	400,552	301,034	282,000
外外	+	借入金等利息	0	0	0	C
収	支出	その他の教育活動外支出	0	0	0	C
支	ш	教育活動外支出 計	0	0	0	C
		教育活動外収支差額	422,957	400,552	301,034	282,000
		経常収支差額	0	39,921	0	44,204
	ul n	資産売却収入	0	0	0	C
	収入	その他の特別収入	0	0	0	0
特		特別収入 計	0	0	0	C
別 収	+	資産処分差額	0	0	0	C
支	支出	その他の特別支出	0	0	0	C
^	Ш	特別支出 計	0	0	0	C
		特別収支差額	0	0	0	0
[-	予備費	事 〕				
基本	金組	且入前当年度収支差額	0	39,921	0	44,204
基本	金組	且入額合計	0	△ 107,789	0	0
当年	E度収	双支差額	0	△ 67,868	0	44,204
前年	前年度繰越収支差額		0	0	△ 67,868	△ 67,868
基本金取崩額			0	0	0	0
翌年度繰越収支差額		操越収支差額	0	△ 67,868	△ 67,868	△ 23,664
(参:	考)					
		加収入 計	487,277	528,072	491,754	535,920
事業	[活重		487,277	488,151	491,754	491,716

事業活動収入 計	487,277	528,072	491,754	535,920
事業活動支出 計	487,277	488,151	491,754	491,716